



【最大120万円相当額】 御浜町内で住宅を取得する方を支援します。

御浜町内でマイホームを購入する方を応援する「御浜町新マイホーム取得支援制度」が令和7年1月から始まります。御浜町内の方はもちろん、町外から御浜町内に「新築住宅」または「中古住宅」を購入する方が対象です。

※令和7年1月1日までに取得した方は、従来のマイホーム取得支援制度をご利用いただけます。

2つの支援制度

① マイホーム取得支援ポイント

住宅の取得時に KiiCard ポイントを支援します。

※カードポイントは食料品、生活用品の購入や飲食に使えます。

② マイホーム取得支援補助金

取得する住宅とその敷地にかかる固定資産税相当額を支援します。

取得期間ごとの補助上限額一覧

～令和7年1月1日までに取得 11年間交付

最大120万円相当 (KiiCardポイント10万円相当1回+固定資産税(最大10万円)を11年間)

令和7年1月2日～令和8年1月1日までに取得 10年間交付

最大115万円相当 (KiiCardポイント15万円相当1回+固定資産税(最大10万円)を10年間)

令和8年1月2日～令和9年1月1日までに取得 9年間交付

最大110万円相当 (KiiCardポイント20万円相当1回+固定資産税(最大10万円)を9年間)

令和9年1月2日～令和10年1月1日までに取得 8年間交付

最大105万円相当 (KiiCardポイント25万円相当1回+固定資産税(最大10万円)を8年間)

令和10年1月2日～令和11年1月1日までに取得 7年間交付

最大100万円相当 (KiiCardポイント30万円相当1回+固定資産税(最大10万円)を7年間)

令和11年1月2日～令和12年1月1日までに取得 6年間交付

最大95万円相当 (KiiCardポイント35万円相当1回+固定資産税(最大10万円)を6年間)

令和17年度

従来
制度

新
制度

住宅取得から補助金交付までのおおまかな流れ

★取得された年

(住宅取得から1年以内)

① マイホーム取得支援ポイント

住宅の取得(登記)

①ポイントの申請
※取得から1年以内

➡付与決定通知書の送付(※1)

②請求書提出

③役場窓口でポイント受取り

★取得された翌年度

(初めて固定資産税を課税された年以降)

② マイホーム取得支援補助金

固定資産税納付
※最終納期11月末

①補助金の申請
※1月4日～末日の間

➡交付決定通知書の送付(※2)

②請求書提出※口座振り込み
③補助金の受取り

(※1.2)審査の結果、ポイントの付与及び補助金の交付を受けられない場合もあります。

こんな方が対象です

- 令和12年1月1日までに住宅を取得(新築等)した人
対象となる住宅…「新築住宅(建売住宅を含む)」または「中古住宅(耐震基準を満たしている住宅)」
- 御浜町に12年以上継続して、定住することを誓約する人

〈注意点〉

- ・所有者が自ら移住する住宅に限ります。
- ・中古住宅においては、住宅取得前に耐震基準を満たしている必要があります。
※取得後に耐震改修等を行い、耐震基準を満たした場合においても対象外となります。
- ・賃貸住宅は対象外です。店舗併用住宅等は、住居部分のみが対象です。
- ・所有権保存登記又は移転登記が完了している必要があります。
- ・敷地(土地)と家屋の所有権が異なる場合、土地の固定資産税相当額は対象外となります。

※もっと詳しく知りたい方は、御浜町HPをご覧ください。御浜町企画までお問い合わせください。



御浜町HP 二次元バーコード

お問合せ先：御浜町役場企画課

☎05979-3-0507

